

第1章 計画策定にあたって

1 プランの基本的なこと

(1) 目的

計画の目的：

市・市民・事業者との協働による男女共同参画の推進（条例で示した理念の具体化）

平成15年3月に制定した「まえばし男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の前文で示すところの「市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことのできる社会の実現」を、市・市民・事業者との協働により、総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものです。

(2) 性格・位置づけ

- この計画は、条例第9条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定 以下、「基本法」という。）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画にあたります。
- この計画は、まえばしWindプラン2009（平成21年策定）を継承しています。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹」（平成25年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。
- この計画は、第六次前橋市総合計画改訂版を上位計画とし、他の関連する計画との整合を図っています。
- この計画は、「前橋市男女共同参画審議会」による答申を反映しています。
- この計画は、国の第3次男女共同参画基本計画、群馬県第3次男女共同参画計画を視野に入れています。
- この計画は、市民意識調査の結果を反映しています。

¹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）：

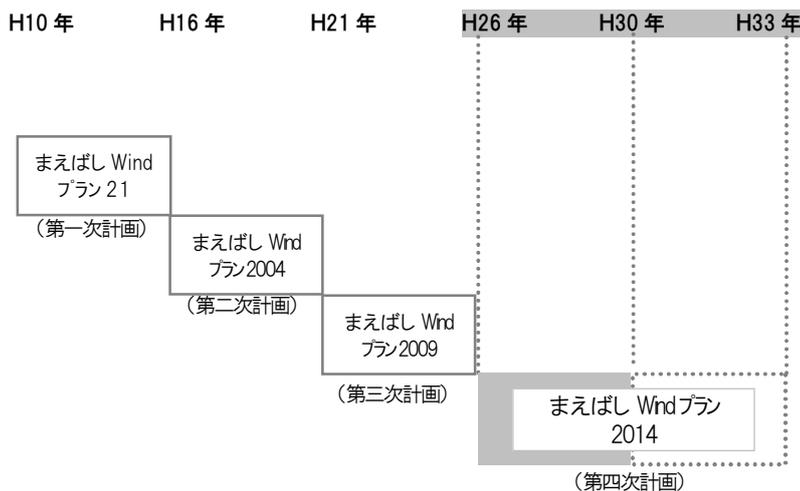
配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定する法律（平成13年施行）。

平成16年（被害者の自立支援の明確化）、平成19年（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等）の改正に続き、平成25年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定されました（平成26年1月3日施行）。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法が適用されます。

(3) 計画の期間

この計画の期間を、平成 26 (2014) 年度～平成 33 (2021) 年度の8年間としますが、社会経済情勢、市民の価値観やライフスタイル、ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じ4年目に改訂等を行います。

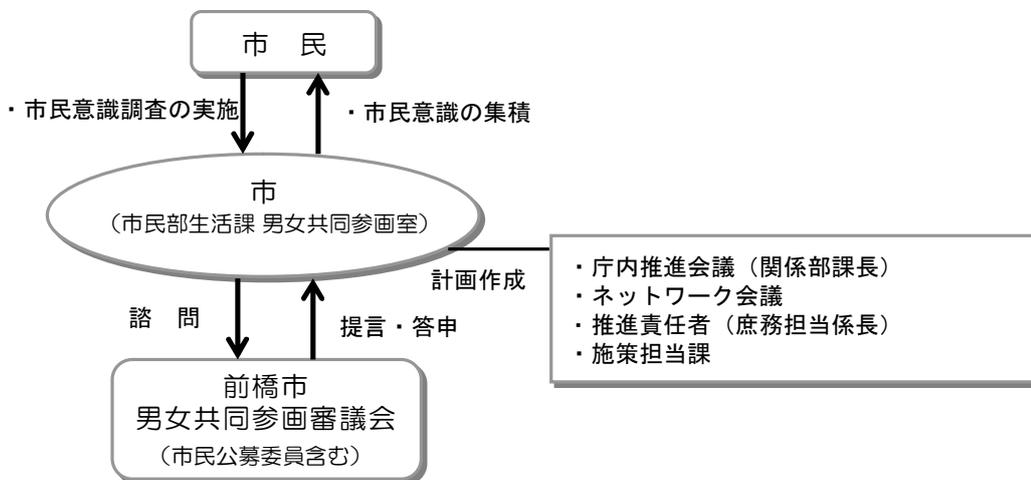
図表 1 計画期間



(4) 策定体制

市民の意識や生活実態の把握などを調査し、全庁的策定組織により施策を検討しました。同時に市民や有識者などで組織される男女共同参画審議会の答申を踏まえながら、広く市民意見の収集と適切な反映を図って策定しました。

図表 2 本計画の策定組織



2 策定の背景

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、昭和 63（1988）年の婦人問題担当窓口の開設を皮切りに、今日まで 25 年に及び女性政策や男女共同参画の取組を行ってきました。

平成 10 年には女性の地位向上をめざした 10 年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」（平成 10～19 年度）を策定しました。平成 11 年からは公募の市民ボランティア編集委員との協働により、市民に向けた男女共同参画情報誌「新樹」を発行しています。

平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、これまでの女性問題の解決を中心にした女性政策から基本法に基づく男女共同参画政策へと発展させ、施策強化を図る必要が生じたため、男女共同参画推進の法的整備に向けて市民との 2 年間に及び検討を重ね、平成 15 年 3 月 28 日、「まえばし男女共同参画推進条例（平成 15 年前橋市条例第 1 号／平成 15 年 4 月 1 日施行）」を制定しました。

平成 16 年には条例に基づく初めての基本計画として、前橋市男女共同参画基本計画（第二次基本計画）である「まえばし Wind プラン 2004」（平成 16 年度～平成 20 年度）、平成 21 年には第三次基本計画となる「まえばし Wind プラン 2009」（平成 21 年度～平成 25 年度）を策定し、施策を推進してきました。

いままでの計画の基本目標

前橋市男女共同参画基本計画（第三次）「まえばし Wind プラン 2009」

（平成 21 年度～平成 25 年度）

基本目標

- I 一人ひとりが尊重される～まえばし
- II みんなが主役になれる～まえばし
- III 多様なライフスタイルを実現できる～まえばし

前橋市男女共同参画基本計画「まえばし Wind プラン 2004」

（平成 16 年度～平成 20 年度）

基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 家庭生活とその他の活動との両立支援
- III 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- IV 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮
- V 市と市民と事業者の協働による推進
- VI 国際社会の取り組みとの協調
- VII 推進体制の整備・充実

前橋市女性行動計画「まえばし Wind プラン 21」

（平成 10 年度～平成 15 年度）

基本目標

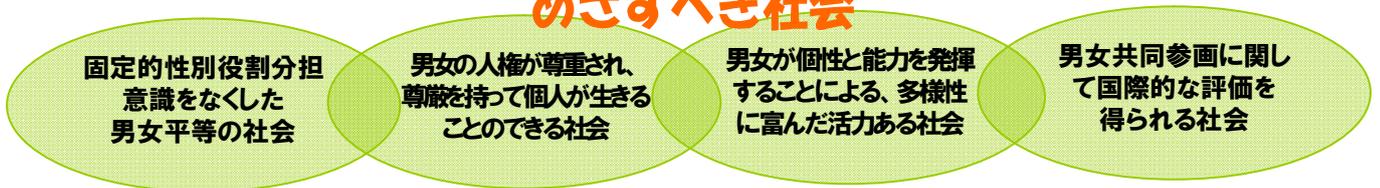
- I 人権の尊重と男女平等の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の推進
- III 女性と男性が共に自立して多様な生き方を選択できる生活環境づくり
- IV 活動を担う人づくり、交流を深めるネットワークづくり

(2) 国の動向

国の動向 1 第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

国においては、平成11年の男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成17年には男女共同参画基本計画（第2次）として見直しが行われました。平成22年に再び全体の見直しが行われ、同年12月には第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。第3次男女共同参画基本計画では次の4つのめざすべき社会像を掲げています。

めざすべき社会



基本計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人々への支援
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

特徴

- ・ 経済社会情勢の変化等に対応して、5つの重点分野を新設
実効性のあるアクション・プランとするためそれぞれの重点分野に「成果目標」を設定
- ・ 平成32年(2020年)に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けて取組を推進
- ・ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ*問題」の解消も強調

※M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多いためです。
なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

国の動向2 ワーク・ライフ・バランスが推進されています。

平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざすこととなり、第1子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

仕事と生活の調和とは

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、以下とされています。

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

国の動向3 育児・介護休業法の改正や少子化対策が推進されています。

平成20年12月、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進など次世代育成支援対策推進法が一部改正され、平成22年6月には、3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や介護のための短期休暇制度の創設など育児・介護休業法が改正されました。

国の動向4 DV防止法やストーカー規制法が改正されました。

配偶者からの暴力の問題を総合的に規定したわが国最初の法律として平成13年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（一部は14年4月施行）が施行され、平成16年の一部改正により、暴力の定義の拡大や元配偶者からの暴力も含めることとされたほか、都道府県による基本計画の策定が義務づけされました。平成19年の改正で保護命令制度の拡充や市町村による基本計画策定の努力義務も定められましたが、平成25年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、平成26年1月3日に施行されました。この改正は、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

平成12年に施行された「ストーカー行為」（つきまとい等を繰り返すこと）を行った者に

対する罰則を設けたストーカー規制法は、平成25年7月に改正され、ストーカー行為の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

(3) 県の動向

群馬県では、昭和55(1980)年の「新ぐんま婦人計画」の策定を皮切りに、平成5(1993)年に「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

平成13(2001)年3月には「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成16(2004)年3月「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行いました。

平成18(2006)年3月、「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく法定計画として「ぐんまDV対策基本計画」を策定しました。平成21(2009)年3月には、より一層の「暴力のない社会の実現」を目指した「ぐんまDV対策基本計画(改訂版)」を策定、同年4月には、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりを一層進めています。

平成23(2011)年3月には、「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」を策定し、特に力を入れて取り組むべき5つの重要課題を定めました。

また、平成26(2014)年3月、「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」を策定し、配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けて施策を推進することとなっています。

群馬県男女共同参画基本計画(第3次) 今後取り組むべき重要課題

- 1 啓発活動の推進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 3 配偶者暴力被害女性の支援
- 4 子育て環境等の整備
- 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ぐんまDV対策推進計画(第3次) 基本目標

- I 暴力を許さない社会づくり
- II 信頼できる相談体制の整備
- III 安心・安全な保護環境の整備
- IV 自立支援の体制整備
- V 被害者支援ネットワークの構築